

農小屋の建築を計画されている関係者の皆様へ

令和 7 年 4 月
宇治市建築指導課

農小屋の建築をする場合の建築基準法等の遵守について

農小屋（農業の用に供するものを保管することを目的とする倉庫）を建築するには、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律で定められている基準に合わせる必要があるほか、当該建築物・敷地に対して建築基準法に基づく基準及び手続きが適用されます。

建築物とは、“土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの”と建築基準法に規定されており、「単管を柱として利用したもの」や「鋼製の置型倉庫（奥行 1.0m 以内のもの又は高さ 1.4m 以下のものを除く。）」も建築物に該当します。

建築をするには専門的な知識が必要ですので、早い段階から建築士等の専門家にご相談のうえ、適法になるよう計画し、建築基準法に基づく手続き(*)のうえ工事を行っていただくをお願いします。

建築基準法に係る＜建築計画～手続き(*)～工事着手～工事完了～検査～使用開始＞の一連の流れについては建築指導課までご相談ください。あわせて、消防設備の設置を必要とする可能性がありますので、所轄の消防署にもご相談をお願いします。

なお、建築物用途により都市計画で定める用途地域毎にその地域に則した建築制限が適用されます。農小屋についても一部の用途地域では建築制限の対象となりますので、建築指導課にご相談の上ご確認ください。また、市街化調整区域内に農小屋を建築しようとする際は、予め、京都府山城北土木事務所建築住宅課に建築に係る相談協議をしていただきますようお願いします。

*建築基準法に基づく手続き

○工事着手前に必要な手続き

- ・接道に係る許可申請（建築基準法上の道路に接することができない場合に限る。）
- ・建築確認申請

○工事完了後に必要な手続き

- ・完了検査申請

お問い合わせ先

農地法に関すること	宇治市農業委員会事務局	TEL 0774-20-8754
農業振興地域の整備に関する法律に関すること	宇治市農林茶業課	TEL 0774-20-8723
建築基準法に関すること	宇治市建築指導課	TEL 0774-20-8794
消防設備の設置に関すること	宇治市消防本部予防課	TEL 0774-39-9402
市街化調整区域内における建築に関すること	京都府山城北土木事務所建築住宅課	TEL 0774-62-0624
建築計画の相談（参考）	（一社）京都府建築士会	TEL 075-211-2857
	（一社）京都府建築士事務所協会	TEL 075-334-5277